

求人者・求職者のみなさまへ

株式会社ビジネスビジョン

当事業所は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者です。

(許可番号：13-ユ-300790)

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、以下の項目を明示しますので内容をご確認ください。

◆取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当事業所の取扱業務範囲は、港湾運送業務・建設業務を除く全職種です。

取扱地域は、国内です。

◆手数料に関する事項

求人者から徴収する手数料については下記手数料表のとおりです。

求職者からは手数料は徴収いたしません。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1,500円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人 ・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>60%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>60%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
特定条件による特別な求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金 <u>1,000,000円</u> 活動1日当たり <u>200,000円</u> 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>60%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する 専門的な助言・相談	着手金 <u>1,000,000円</u> 活動1日当たり <u>200,000円</u>

	<p>成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>60%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。</p>
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な 相談・助言の付加サービスを行う場合	<p>成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>60%</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。</p>

◆求人者情報の取扱に関する事項

給仕者情報の取扱者は、当事業所の職業紹介責任者です。

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。

◆求職者の個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱者は、当事業所の職業紹介責任者です。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報を遅滞なく行います。更に、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

◆手数料返戻金に関する事項

紹介手数料に関して、就職者の責めによる解雇又は自己都合退職した場合には、以下の率で紹介料の一部を返戻します。

1. 1ヶ月以内：80% 2ヶ月以内：50% 3ヶ月以内：30%

◆苦情に関する事項

苦情処理の責任者は、当事業所の職業紹介責任者です。

尚、労働者の賃金については、労働基準法第 24 条により、労働者に直接お支払いください。

その他、業務等にご不明なことがございましたらお問い合わせください。